

# 公 告

名古屋掖済会病院 包括型院内環境整備業務委託について、下記のとおり、公募型プロポーザルを実施します。

2019年2月12日

名古屋掖済会病院 院長 河野 弘

記

## 1. プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 名古屋掖済会病院 包括型院内環境整備業務委託
- (2) 業務概要 清掃業務、廃棄物院内回収業務、消耗品管理業務（ペーパー等）、ベッドメイク・リネン管理業務、衛生害虫防除業務 等
- ※ 詳細は「名古屋掖済会病院包括型院内環境整備業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）による
- (3) 委託期間 2019年10月1日～2021年9月30日（2年間）
- ※ 最長2024年9月30日まで延長の可能性あり
- ※ 詳細は「名古屋掖済会病院包括型院内環境整備業務委託プロポーザル実施要領」（以下、「要領」という）による

## 2. プロポーザル参加資格

参加資格は以下を全て満たす事業者とする。

- (1) 業務を円滑に遂行できるだけの安定的且つ健全な財政能力を有していること
- (2) 愛知県、岐阜県又は三重県（以下、「3県」という）に本店又は支店・事業所を有していること
- (3) 3県内において、過去5年間以内（過去5年間のうち3年以上業務を継続した実績を有する）に、医療機関で清掃業務の受託実績を有すること
- (4) 2019年2月1日時点において、3県内で清掃業務につき契約中の複数医療機関を合算し2,600床以上又は、愛知県内で清掃業務につき契約中の複数医療機関を合算し2,100床以上の実績を有すること
- (5) 業務に精通した適正な人員を適正な人数配置できること
- (6) 暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力ではないこと
- (7) 以下の資格・認証を有する事業者で今後も資格・認証を継続する事業者であること
- プライバシーマーク登録証（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
  - ISO9001認証登録証明書（一般財団法人日本品質保証機構）
  - ISO14001認証登録証明書（一般財団法人日本品質保証機構）
  - 医療関連サービスマーク認定証書（一般財団法人医療関連サービス振興会）
  - 全省庁統一資格「B」以上である
- (8) 公益社団法人日本ペストコントロール協会の会員であること（但し、会員でない事業者で

あっても、仕様書に定める「衛生害虫防除（生息調査・駆除等）業務」について、当該協会  
会員に再委託し実施させる場合においては、会員として取り扱う）

(9) 仕様書の内容を満たすことができること

(10) 要領に記された必要提出書類を記載し（証書の写しも含め）全て提出できること

### 3. プロポーザル参加手続き

(1) 担当部署、問い合わせ先、各種資料の配布等

〒454-8502 名古屋市中川区松年町4丁目6番地

名古屋掖済会病院 庶務課 担当者：平手

TEL：052-652-7711（代表） E-mail：[syomu4@ekisai.or.jp](mailto:syomu4@ekisai.or.jp)

※ 対応可能時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日午前9時～午後4時までとする

※ 来院する場合は、来院予定日の（土曜日・日曜日・祝日を除く）3日前までに、上記担当者  
と来院日時について調整すること（来院前に事業者より担当者へ電話連絡を行うものとし、  
事前連絡がない場合は対応不可とする）

※ 初回来院時に事業者名、担当者氏名、連絡先等がわかるもの（名刺等）を一部持参し提出  
すること

(2) プロポーザル参加に関する資料の配布期間

2019年2月18日（月）～2019年2月25日（月）とし、その他の日程については、要領  
による。

(3) プロポーザル参加のための書類提出等

要領による。

### 4. 審査方法及び契約について

一次審査、二次審査（事業者より提出された書類及びプレゼンテーション質疑応答を審査）  
を経て、「優先交渉権者」を決定する。「優先交渉権者」と契約締結に向けた交渉手続きを行い、  
「優先交渉権者」との交渉が不調となった場合には、「次点者」と契約締結に向けた交渉を開始  
するものとする。

### 5. 注意事項

(1) 提出物は、原則、要領に従い作成すること

(2) 事業者より提出された資料、書類等は返却しない

(3) 本プロポーザルに参加することに係る費用は全て、参加事業者が負担すること

(4) 次に該当する事業者については、参加を無効とする

① 参加資格を満たすことのできない事業者

② 提出を必須とする書類に不備、不足のあった事業者

③ 提出書類やプレゼンテーションに虚偽のあった事業者

④ 各種資料等に記載された期日、規則等を遵守できない事業者

⑤ 評価の公平性に影響を与える行為が認められる事業者

⑥ その他、①～⑤に準ずる事業者

以上